

高松市・香川町合併協議会会議録
第 4 回 会 議

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日 (木)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第4回会議

1 日時

平成15年12月25日(木) 午後1時30分開会・午後3時28分閉会

2 場所

香川町農村環境改善センター 2階大ホール

3 出席委員 19人

会長	増田昌三	委員	三笠輝彦
副会長	吉本保久	委員	森谷芳子
委員	廣瀬年久	委員	溝渕敬
委員	田中和夫	委員	初瀬恭次郎
委員	山田徹郎	委員	北中ヤエ子
委員	松浦可穂	委員	大塚茂樹
委員	菰渕将鷹	委員	井原健雄
委員	御厩武史	委員	大野義明
委員	梶村傳	委員	中原禪雄
委員	大浦澄子		

4 欠席委員 3人

委員	鎌田郁雄	委員	石田芳直
委員	千葉規美子		

5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	田中和夫(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	角田富雄	幹事	大久保正和
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林	昇	総務班 兼計画班	林	田	競	一		
事務局次長	加	藤	昭	彦	総務班	黒	淵	博	美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福	井	隆	調整班長	藤	川	幸	彦	
総務班長 兼調整班	澤	田	敏	男	調整班	安	西	正	門
総務班	森	田	大	介	計画班	山	上	龍	二

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第 8 号 高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

報告第 9 号 住民負担・行政サービスの現況調査の結果等について

(2) 協議事項

協議第 1 号 合併の方式（協定項目第1号）について
（第 3 回会議提案：継続協議）

4 その他

(1) 合併に関する国の動向について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第4回会議を開会させていただきます。

皆様方には、年末何かと御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大浦澄子委員さんと初瀬恭次郎委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、早速でございますが、会議次第の3「議事」に入ります。

会議次第3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の「報告事項」でございますが、報告第8号「高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について」、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第8号について御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをごらんください。

報告第8号「高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について」でございます。

御承知のとおり、「合併協議会規約に関する協議書」につきましては、高松市・香川町合併協議会規約に「1市1町の長の協議により定める」と規定されております項目等につきまして、高松市長、香川町長の間で取り決め、本年8月26日に調印をいたしておりますが、去る12月1日付けの高松市の人事異動によりまして、協議書第5項第2号に規定

する「協議会の事務に従事する職員」に異動がございましたことから、協議書第10項の規定に基づき、同日付で協議書の一部を変更する旨の「変更協議書」を取り交わしましたので、御報告するものでございます。

会議資料の2ページをお開き願います。

2ページから3ページが、12月1日に両市町の長が取り交わしました「高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書」でございます。表の高松市の欄をごらんください。今回の高松市の人事異動によりまして、高松市の職員は従前の4名から16名となりました。なお、ごらんのとおり、兼務職員を含むものでございます。

報告第8号につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第8号につきまして、何か御発言ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、次に、報告第9号「住民負担・行政サービスの現況調査の結果等について」、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第9号について御説明いたします。

恐れ入りますが、別添の資料でございますが、報告第9号説明資料、タイトルが「高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査結果等」でございますが、その資料をごらんいただきたいと存じます。別添の資料でございます。

この資料でございますが、表紙の目次でございますように、前回の第3回会議で調査を行うことを御報告いたしました「高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査の結果」、並びにこれまでの会議での各委員からの御意見を踏まえ、「高松市・香川町の財政状況」、「三位一体改革と地方交付税」の3つの項目について取りまとめたものでございます。

それでは、初めに「高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査の結果について」御説明をいたします。

資料の1ページをお開き願います。

この現況調査につきましては、前回、第3回会議で御報告をいたしましたとおり、平成14年11月に高松市を含めた1市5町で構成する「高松地域市町合併検討会」が作成いたしました報告の資料、1市5町の住民負担・行政サービスの状況における各項目につき

まして、両市町の現況を調査いたしました結果を掲載いたしております。

それでは、調査の結果を相違のある、違いのある点を中心に、簡単に御説明をいたします。

まず、1ページでございますが、1ページには両市町の「広報活動」について、その現況を整理いたしております、表の左側には事務事業の項目を、右側には15年4月1日現在の高松市及び香川町の現況を記載しております。記載のとおり、の印刷媒体のうち、広報紙につきましては、発行回数やページ数に両市町で相違がございます。また、点字広報につきましては、高松市は発行しておりますが、香川町では現在のところ発行いたしておりません。

次に、2ページは、「広聴活動」でございますが、相談業務の種類、回数等に相違がございます。また、下側の、の一日合同行政相談、モニターにつきましては、高松市のみ実施をいたしております。

以上が「広聴活動」でございます。

次に、3ページをお開き願います。

まず、税関係のうち、「住民税」でございますが、個人の住民税の均等割と法人の住民税のすべての項目で、市町間で違いがございます。

次に、4ページの「軽自動車税」でございますが、原動機付自転車の2つの項目を除く、ほとんどの項目で異なっております。

次に、5ページをお開き願います。

5ページは、「固定資産税」並びに「特別土地保有税」でございますが、固定資産税の納期を除きまして同じ内容となっております。

次に、6ページの「入湯税」につきましては、香川町では現在のところ課税いたしておりません。

次に、6ページの「税関係の証明手数料」でございますが、すべての項目で違いがございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

7ページは、「国民健康保険料(税)」でございますが、中ほどにございます、4人家族の設定例、この合計欄をごらんいただくとわかりますように、両市町間で違いがございます。

その次の「窓口業務の延長」につきましても、市町間で、その対応に相違ござい

す。

その次の「市（町）民葬儀制度」についても、その種類等において若干差がございます。

次の 8 ページは、「各種証明手数料」でございますが、住民票あるいは印鑑登録など 8 項目で、その手数料に違いがございます。

次に、9 ページをお開き願います。

9 ページ、「医療費助成」関係でございますが、ほぼ同内容でございますが、の心身障害者の市町単独事業に若干の相違がございます。

次に、10 ページでございますが、10 ページは「防犯灯設置に係る補助」関係でございます。防犯灯の新設及び切替工事に補助を行っておりますが、補助率、限度額に違いがございます。また、移設工事、補修工事、維持管理関係の助成については、高松市のみの制度となっております。

続きまして、11 ページをお開きください。

「自治会集会所」関係の助成でございますが、補助対象限度額に違いがあるほか、補助率、補助対象も一部異なっております。

続きまして、12 ページからは「健康福祉」関係でございます。

まず、「介護保険料」でございますが、両市町間で額が異なっております。

次に、「高齢者福祉」でございますが、の「敬老祝金支給」につきましては、対象者、支給内容とも相違がございます。また、の「介護見舞金支給事業」でございますが、対象、内容とも相違がございます。また、の「在宅福祉サービス助成事業」の助成額においても違いがございます。また、の「家族介護慰労事業」につきましても、その対応が異なっております。

続きまして、13 ページをお開き願います。

13 ページは、「身体障害者福祉」関係でございますが、このうちのの「障害児福祉金」におきまして、助成額に違いがございます。なお、の「福祉タクシー助成事業」、の「補装具給付費用自己負担額助成」及びの「障害者福祉金」、の「介護見舞金」は、高松市のみに実施をいたしております。

次に、14 ページは、「児童福祉」でございますが、の「乳児・障害児保育」、の「延長保育」におきまして、その内容に違いがございますほか、の「保育料」においても、階層、限度額、軽減措置等に違いがございます。

なお、 の「母子家庭児童等福祉金」は、高松市だけの制度でございます。

続きまして、15ページをお開き願います。15ページは、「環境」関係でございます。

まず、ごみ処理に係る費用でございますが、 の「一般廃棄物処理手数料」及び、下の方にございますが、 の「一般廃棄物処理業等許可手数料」において、それぞれ違いがございます。

次に、16ページでございますが、まず、「生ごみ処理器購入補助」でございますが、補助の対象及び限度額に違いがございます。

次の「し尿処理」関係でございますが、汲み取り料金の定額制、従量制等において、市町間で違いがございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

17ページからは「融資制度」関係でございます。

まず、 の「小口資金」でございますが、融資金額と融資の期間に違いがございます。

次に、18ページの「勤労者住宅資金貸付制度」でございますが、融資金額と優遇措置において違いがございます。

なお、17ページの の「開業資金」並びに18ページの「同和対策小規模企業融資」は、高松市だけの制度となっております。

続きまして、19ページをお開き願います。19ページ「農業基盤整備」関係でございます。

の「ほ場整備事業」、 の「灌漑排水事業」、 の「農道整備事業」における、それぞれの国、県、市町の補助、地元負担の割合を記載しておりますが、その内容に違いがございます。なお、地元負担と申しますのは、関係する土地改良区が負担する、いわゆる自己負担の割合でございます。

次、20ページの「緑化推進事業」、「名木に対する助成」の2つの項目でございますが、これは高松市だけの制度となっております。

続きまして、21ページをお開き願います。

21ページの、まず「道路占用料」でございますが、高松市のみ徴収をいたしております。

次の「合併処理浄化槽設置補助」でございますが、それぞれの人槽ごとの補助限度額に違いがございます。

続きまして、22ページは、「下水道料金」でございますが、この表の中では、最初に料金体系を、その後に関わりやすくするために、1カ月に20立方メートル使用した場合の（設定例その1）と、1カ月に30立方メートル使用した場合の（設定例その2）、それぞれの場合の下水道料金を記載しておりますが、市町間で違いがございます。これが「下水道料金」でございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

まず、「下水道受益者負担金」でございますが、単位負担金、徴収方法とも相違がございます。

次の「下水道排水設備設置助成金」でございますが、香川町のみ制度でございます。

次の「水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給」でございますが、その内容に違いがございます。

続きまして、24ページは「水道料金」でございます。24ページには、その料金体系を記載しております。

次の25ページをごらんいただきますと、25ページには、先ほどの下水道料金と同じようにわかりやすくするという趣旨で、（設定例その1）といたしまして、一月に20立方メートル使用した場合、（設定例その2）といたしまして、一月に30立方メートル使用した場合のそれぞれの水道料金を記載しておりますが、使用する量によりまして、市町間で増減が異なっております。

次に、26ページは「幼稚園」関係でございます。

まず、の「授業料」でございますが、市町間で違いがございます。

次に、の「就園奨励」のうち、「就園奨励費補助事業」でございますが、公立幼稚園については、ほぼ同内容でございます。なお、高松市では、私立幼稚園に対する補助事業も実施いたしております。

次に27ページをお開き願います。

「就園奨励」のうち、「第3子以降補助事業」及び次の28ページの「私立幼稚園就園補助事業」については、高松市のみ実施をいたしております。

次に、28ページの「遠距離通学補助」でございますが、両市町とも、それぞれそこに記載しておりますような補助を行っております。

次に、「学生育英事業奨学制度」でございますが、高松市のみ実施いたしております。奨学金と高等学校等入学準備金貸付を行っております。

次に、29ページをお開きください。

29ページでございますが、まず「保護者負担軽減対策」でございますが、高松市におきましては児童生徒副読本支給事業を実施いたしております。

次に、「学校給食」でございますが、その方式や給食費等に違いがございます。

以上が、「住民負担・行政サービスの現況調査の結果」でございますが、前回の第3回会議でもお断り申し上げましたとおり、今回、実施いたしました現況調査における調査項目の設定につきましては、さきの1市5町で設置した「高松地域市町合併検討会」が報告書を取りまとめる際に、住民に身近なサービスや住民負担という観点から、その時点で、比較的調査の容易な項目を中心に、適宜、部分的に抽出したものをベースとしたものでございまして、両市町の行政制度等の概要として、必ずしも十分であるとは言えません。

このようなことから、両市町の行政制度等の詳細な現況調査を今後実施し、その結果につきましては、まとめ次第、御報告してまいりたいと存じます。

「高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査の結果」につきましては、以上でございます。

引き続きまして、「高松市・香川町の財政状況について」御説明いたします。

同じ資料の30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページから40ページにかけて、両市町の平成4年度から平成14年度までの11カ年の決算状況及び財政指標の推移を記載しております。

まず、30ページは、「1歳入の推移」でございます。

上側が高松市、下側が香川町の歳入の推移でございますが、高松市は平成11年度に、また、香川町は平成10年度にそれぞれピークを迎え、その後、減少傾向を示しております。このグラフでは、歳入に占める地方税、地方交付税などの構成比の推移をごらんいただけます。

続きまして、31ページをお開き願います。

「2歳出の推移」でございますが、このグラフでは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、公共事業などの投資的経費の歳出に占める構成比の推移をごらんいただけます。

続きまして、32ページをごらんいただきます。

32ページは、「3歳収の推移」でございます。そこにグラフがございますが、このうちの棒グラフでは、歳収総額の推移をあらわし、折れ線グラフでは、歳入に占める割合

の推移を示しております。

平成14年度は、高松市では538億円の税収、歳入に占める割合は46.3%、また香川町では23億円の税収、歳入の34.9%という状況でございます。

なお、一番下の(3)には、住民1人当たりの税収の推移を掲載しております。これが税収の推移でございます。

続きまして、33ページをお開きください。33ページは、「4 普通交付税の推移」でございます。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税がございます。特別交付税は、災害など普通交付税でとらえることのできない特別の財政需要に対して交付されるものでございますが、ここでは、交付税総額の94%でございます、普通交付税の推移を記載しております。

まず、高松市につきましては、平成8年度までは普通交付税の不交付団体でございました。また、平成11年度に中核市になりましたことから、事務事業の増加等に伴い大幅に増加しておりまして、以降、増減はございますが、平成14年度では総額で91億円、歳入に占める割合は7.9%となっております。

一方、香川町におきましては、平成12年度をピークに減少いたしておりまして、平成14年度はピーク時の16億8,000万円に比べまして、約1億7,000万円の減、率で約10%の減となっております。

また、歳入に占める割合は、平成5年度から10年度までは20%前後でございましたが、平成11年度以降は23%を超えております。

続きまして、34ページをごらんいただきます。

34ページは、「5 義務的経費の推移」でございますが、両市町とも歳出に占める義務的経費、すなわち人件費、扶助費及び借金の支払いでございます公債費の割合が、年々高くなってきておりまして、平成14年度は高松市で50.8%、香川町では43.1%となっております。

続きまして、35ページをお開き願います。

「6 投資的経費の推移」でございますが、高松市におきましては、14年度におきましてはピーク時の平成8年度と比較して、44.3%減の約225億円で、歳出に占める割合は20%となっております。

また、香川町は、ピーク時の平成10年度と比較して、71.5%減の約5億8,000

0万円余で、歳出に占める割合は9.5%となっております。

続きまして、36ページでございますが、36ページは、「7 基金残高の推移」でございます。

ここでは、各年度末における基金残高の推移を掲載しておりますが、両市町とも減少しております。平成4年度と比較して14年度末現在では、高松市が59%減の177億円、香川町が29.9%の減の約20億円となっております。

続きまして、37ページをごらんいただきます。

「8 地方債残高の推移」でございます。地方債は、地方公共団体の借金でございますが、平成14年度末現在では、平成4年度と比較して、高松市は2倍強、香川町は約1.4倍となっております。

以上が「地方債残高の推移」でございます。

続きまして、38ページをごらんください。38ページは、「9 財政力指数の推移」でございます。

財政力指数と申しますのは、地方公共団体の財政力を示す指数でございます。この数値が1を超えるか、1に近いほど財源に余裕があるということでございます。グラフには、両市町の平成4年度以降の財政力指数の推移に加えまして、全国都市平均値及び全国町村平均値をそれぞれ折れ線で記載しておりますが、両市町とも全国平均を上回っておりまして、高松市は0.854、香川町は0.574となっております。

次に、38ページの下側の表、10の「経常収支比率の推移」について御説明をいたします。

経常収支比率と申しますのは、人件費や公債費など義務的性格の経常経費が、自治体の裁量で使用できる地方税などの経常一般財源の中で占める割合、このことを申しますが、財政収支構造の弾力性を見る指数でございます。この比率が低いほど投資的経費等に使える財源に余裕があるということが言えます。両市町の現況はごらんのとおりでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。39ページは、「11 公債費負担比率の推移」でございます。

公債費負担比率とは、公債費に充てられた一般財源総額の割合を見ることによりまして、財政運営の硬直化の高まりを示すものでございまして、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われておりますが、両市町の現況あるいは推移は、そこに記

載しているとおりでございます。

次に、下側の「12 起債制限比率の推移」でございますが、起債制限比率とは、地方債の許可の制限に用いられている指標でございます。20%以上の地方公共団体には、原則として、一般単独事業債などの発行が制限されることとなっております。

次に、40ページをごらんいただきます。

「13 自主財源比率の推移」でございます。自主財源とは、地方税や分担金及び負担金、使用料、手数料など、地方公共団体が自主的に徴収または収納できる財源でございます。高松市は減少傾向、香川町は、おおむね横ばいの状況でございますが、平成14年度におきましては、両市町とも県平均を上回っており、そういった状況でございます。

なお、この資料の一番最後の47ページ以降に、ただいまの財政用語の解説をつけておりますので、また後ほどごらんいただければと思っております。

以上が「高松市・香川町の財政状況」についてでございます。

恐れ入りますが、続きまして資料41ページをごらんいただきたいと存じます。

最後に、「三位一体改革と地方交付税について」簡単に御説明をいたします。

まず最初に、三位一体改革について御説明をいたします。

少し専門的な資料になっておりますので、簡単にポイントのみを説明させていただきます。

41ページの、まず「1 三位一体改革のポイント」をごらんいただきたいと存じます。

三位一体改革のポイントは、(1)から(4)にございますように、地方が決定すべきことは、地方みずからが決定をするという地方自治本来の姿の実現に向けた改革でございます。

次に、2の「三位一体改革の具体的な工程」でございます。

この改革は、国庫補助金と地方交付税の改革、つまり減額、それから税源移譲を同時に進めるといふ三本立てとなっております。

まず、(1)の「国庫補助負担金の改革」でございますが、おおむね4兆円をめどに廃止、縮減等の改革を行うものでございまして、16年度は、1兆円程度が削減される見通しでございます。

次に、(2)の「地方交付税の改革」でございます。

地方交付税改革の1点目としては、補助事業の抑制、職員数の削減、投資的経費や一般

行政経費の抑制により、地方交付税の総額を下げようとするものでございます。

先般、発表されました平成16年度の地方財政計画におきまして、地方交付税は、対前年度比6.5%、1兆1,800億円の削減となっております、4年連続のマイナスとなりました。

なお、平成12年度と比較すると4兆5,000億円の減、率で21%の減という状況でございます。

次は、各自治体に交付する際の算定方法の見直しでございます。(2)の の算定方法の簡素化、 の小規模自治体に手厚く地方交付税を配分する段階補正の見直し、 の地方債の元利償還金の後年度算入措置(事業費補正)の見直しなどでございます。

なお、段階補正の見直しにつきましては、46ページにその概要を記載しておりますので、また後ほどごらんいただければというふうに思います。

「三位一体改革の具体的な工程」の3番目は、41ページの下の方、(3)に書いてありますが、税源移譲を含む税源配分の見直しでございます。

まず、 として、税源移譲は、基幹税の充実を基本とするものでございます。具体的には、平成18年度までの3年間に廃止、縮減する国庫補助負担金の8割程度を目安として税源を移譲すること。また、義務的な事業については、徹底的な効率化を図った上で、その所要の全額を移譲するというものでございます。

地方は、税源移譲に当たりまして、所得税などの基幹税の移譲を求めておりまして、その結果、平成16年度は、所得税から4,249億円を所得譲与税として、地方自治体に配分することとなりました。

次に、42ページをごらんいただきます。42ページは、「地方交付税」についてでございます。

御承知のように、地方交付税は地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定水準の行政サービスを提供できるように財源を保障するためのものでございまして、国税として国が地方にかわって徴収し、一定の基準により再配分する地方固有の財源でございます。

資料の1の(1)にございますように、地方交付税の総額は、地方財政計画における地方団体全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきまして、その不足額を補てんする方法の一つとして決定されるものでございます。

また、(2)にございますように、各団体への普通交付税の交付額は、基準財政需要

額、つまり自治体の規模など、自然的・社会的条件等に対応した合理的、妥当な水準の行政を行うための必要額から、基準財政収入額、すなわち標準的な税収入の一定割合により算定された額を、控除した額を基本として決定されるものでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。

43ページの真ん中から下に書いてございますが、4の「地方交付税総額」の概念図をごらんいただきたいと存じます。

平成15年度の地方交付税の総額は、23兆9,000億円でございますが、この表の2段目の左の端、黒く網かけをしておりますが、法定5税分と書いております。この法定5税分と申しますのは、ページ一番上の(1)のところに記載しておりますように、地方交付税の本来の原資であります法律で定められた財源でございます。所得税、酒税、法人税などの5つの税の一定割合でございます。

この法定の5税分は、総額の44%、額で10兆6,000億円しかないということから、この法定5税分で賄えない分は、国と地方で折半し、国が一般会計加算で5兆8,000億円、地方が臨時財政対策債という借金で5兆9,000億円、さらに特別会計の借入金で1兆7,000億円を補てんするというものでございます。

次に、45ページをごらんいただきたいと存じます。

45ページの2の「地方交付税総額の推移」でございますが、このグラフをごらんいただきたいと存じます。

このグラフは、平成12年度から平成15年度までの、臨時財政対策債を含む地方交付税総額の推移を示したものでございます。このうち法律で定められた財源、先ほどの法定5税の分につきましてはグラフの一番上の部分でございますが、ごらんになってわかりますように、平成12年度の13兆3,000億円から、平成15年度は10兆6,000億円と減少いたしております。

その穴埋めといたしまして、国の一般会計加算や地方の借金、あるいは、臨時財政対策債などを増額していると、そういった状況でございます。斜線等で色がついている部分が借金でございます。一番右の端に書いてありますように、平成15年度は、総額の約31.5%が借金という非常に厳しい状況となっております。

このようなことから、これ以上借金を増やすことはできない、また、借金は極力減らすようにする、ということで、三位一体改革の一つとして地方交付税総額の抑制が行われているというものでございまして、今後、ますます厳しい状況が想定されるものと考えられ

ます。

以上、大ざっぱな説明で、まことに申しわけございませんが、報告第9号の「住民負担・行政サービスの現況調査の結果等について」の説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第9号につきまして、御質問、御意見等を承りたいと存じます。御発言をどうぞ。

何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町議会の大塚です。一つは、例えば高松市に制度があって香川町には制度がない、というのがかなり並んでるわけですが、その逆の場合、部分出てるものもありますけれども、これが、例えば融資制度であれば小口融資で、香川町には、例えば無担保、無保証人の融資制度も特別小口融資ということであるわけですが、こういったことが高松ではどうなっているのかというふうに、この対比が、基準が高松市の行政であって、その逆の香川町にあって高松にない制度も段々にあるかと思うんですが、そういったものは出ていない、非常に限られて掲載されておるんでないかということが、ひとつ感じられたのと。

それともう一点は、この後の方の、後半部分の財政比較ですが、平面的な比較だけに終わってるわけですが、やはりこういった予算の背景、基礎があって、その上で組み立てられる予算執行の現況と、これからの計画、これがうまく整理、私どもの頭の中で整理ができないと、この資料が正しく生かすことができないと思うんです。そういう点で、やはり総合的な予算の仕組み、それから、これからの事業計画との絡みで財政がどういう方向に向かっているんで、その中でこういう互いの、香川町はこういう努力をしますとか、それから高松ではこういう工夫をしながら、これを切り抜けていくんだとか、そういうものがある程度わかるような資料にまとめてほしいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 事務局から説明をさせていただきますが、まず第1点の調査項目についてでございますが、これにつきましては、説明の中でもお断りを申し上げておりますが、できる限り早く概括的にわかる資料を提供しなさい、という協議会からの御要望もございましたので、1市5町でつくりました、高松地域市町合併検討会で調査をいたしました資料の

項目をそのまま採用いたしたところでございます。

これは前回も申し上げましたように、部分的にその項目がふさわしくないとか、これ以外にもたくさんあるじゃないかという御意見があるかと思えます。そういうことになってきますと、それはすべての項目について調査をする必要がございますと。したがって、それでもよければ4カ月ぐらいかかりますということをお説明申し上げたわけでございます。そういう中で、この1市5町の調査項目というものが内容的には不十分な点はあるかと思えますけれども、御理解をいただいて、この項目で調査をさせていただいたということでございますので、その点、再度、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、財政状況についての経年的比較だけであって、それを踏まえての今後の対応ということにつきまして、この合併協議会の事務局の立場でどこまで説明ができるかということについて、ちょっと問題があるかと思えますが、それは一般的な話としては、高松市なり、香川町なり、地方自治体として健全な財政運営を行っていくという基本的な考え方があろうかと思えますので、合併をした後でも、それが新しい自治体として健全な財政運営ができるような合併協定、あるいは合併協議を行っていくということが基本になるのではないかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、特にほかにないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） それでは次に、会議次第3、（2）の「協議事項」に移ります。

協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）について」を議題といたします。

協議第1号につきましては、前回の第3回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますので、本日は事務局からの説明は省略させていただきます。

早速、協議第1号について、それぞれの御発言をお願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

はい、どうぞ。

菰渚委員 高松の菰渚でございます。合併方式の本題に入る前に、やはりお互い各委員が、なぜ合併かということの認識を十分持つことが、この方式に入る入口になろうかと思えます。そういうことで、立場から、まず吉本町長さんに、なぜ合併かということ、それ

とあわせて第1回の会のときに町長さんが、半数に近い反対者の気持ちも重視せないかんという発言ありましたけれども、協議会が設置されたということは、過半数を上回る賛成の町民の意思表示だったと思うんで、その過半数を上回る香川町民の意思をどういうふう
に反映していくのか、あわせてお答えいただいたらと思います。

吉本副会長 お答えをいたします。

確かに、もう皆さん方も御承知のように、香川町の住民投票の結果、町の選挙管理委員会では、2票の差で合併賛成者が多かったわけでございます。県の選挙管理委員会では、16票の差があったということ。これは、香川町の場合にはマニュアルというのがございます。これは公職選挙法によって、その中できちっとしたのにとりなさい、他事記載の場合にもこういう場合にはとれますぞと、こういう場合にはいきませんぞ、という混乱するところがあって、香川町の場合にはマニュアルどおりに開いた結果、2票だったと。だけど、県の選管の場合には、その意思が、これは賛成だという意思につながっておるといような、できる限り意思を尊重したような取り方をしておるといこともお聞きしたわけでございます。それはそれとして、2票の差であっても、やはり過半数以上となりますと、高松市との合併協議会の設置をしなければならんということは、新聞紙上でごらんになっておろうかと思うんでございます。で、この協議会が設置され、私もそれについては署名もしたわけでございます。

しかしながら、総体的に考えてみますと、2票の差であったら、これはもう何回やっても、全く同格ぐらいなところになるうかと、私はそう受けとめておるわけでございます。したがって、私は、初めての第1回のあいさつの中で、その半数の反対の住民がおるのを置き去りにして、無視して、どんどんどんどんと進めることは、それはできるものではないと、そういうことから、ああいさつをしたわけでございます。

それと同時に、この特例法の中では、合併をするために、合併をしようでないかというて、協議会でどんどん合併に向けての話という協議をなさいということにはなっていないと、私は解釈しております。あくまでも、合併についての協議をなさいと、そう受けとめておるのでございまして、合併について、この議論をする場だと受けております。前回の場合にも何かしらんけど、合併に向けての話のように受けとめた点もあったんでございますけど、それはそれとして、あくまでも協議会は、そういうような形で事を進めたいがと。もう一方的に2票の差で合併じゃ合併じゃと、そっち向けてどんどん進めるべきではないと、そう私は考えておるわけでございます。

以上でございます。

菰渚委員 今、町長さんにお答えいただいた中で、合併について協議するんは十分お互い委員さん、認識しとるわけですけれども、なぜ合併かという点についてお答えになっていないようですので、その点について再度お願い申し上げます。

吉本副会長 それが国が、市町村の合併を促進しておるわけでございます。合併するのもよろしいし、合併しなくてもいいと、強制的に合併をすべきではないと、私はそのように考えておりますので、あくまでも是非ということにつきましては、この協議会で議論を行って、その中から選択をしていかなければならんと。高松と合併した方が町としてはよろしい、または住民としてもそれがよかろうと、そういうことのこれから議論、あれやこれやと相当実の入った話に進んでいくと思えますけれども、そういうようなこと、これはもうやっぱり高松市は高松市の言い分があるし、香川町は香川町での考え方、または要望、条件もあろう、そういうような中で、この是非については、そういうことによっておのずから決まっていくもんだと、私はそういうように認識をしておるものでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

初瀬委員 菰渚委員さんの御発言の中で、香川町民の過半数が合併に賛成だというような御発言がございましたけれども、合併協議会設置についての賛成は、私の記憶では、ちょっとメモしておりますんですが、有権者数約1万9,808、それで賛成に投票なさった方は5,362人だったと。ちょっと過半数と言うと、町民の過半数があくまでも合併に向かって賛成だというようなふうにとられますので、そこのところはひとつよく御理解いただいて、約3分の1が合併協議会設置に向けての賛成、合併協議会設置の必要がないというのが3分の1、中立というか、無関心というか、そういう方が3分の1だと、こういうふうに御理解を賜りたいと、このように思います。

それで、引き続きまして申し上げますと、私は第3回の合併協議会で、井原委員さんが発言されてましたことが非常に印象に残っておりますのでございますけれども、私は合併をしたときにはこういう新しい市をつくれますよという、高松市と香川町を包含いたしました建設計画を作成いたしまして、両市町の住民の皆さんに合併の是非を仰ぐ判断材料を提供をしなければならないと、このように考えております。それで、新設方式を御提案をいたしたいと、このように思っております。

また、本協議会の初会合におきまして、そのとき議長さんのごあいさつの中にも、合併

にかかわる課題や問題点、対応策など、合併の是非についての判断材料を整える中で、大所高所に立って、公正、公平に協議が行われることを期待します、とごあいさつをいただいたと思うのでございますけれども、これは、新市の建設計画を市民や町民に示すことが本協議会の責務であるとの御発言と、私は解釈をいたしておるのでございます。

次に、編入合併の方式では、編入される市や町の区域にかかわる建設計画だけを策定するというのでございまして、編入する方の市や町の合併に伴う計画がわかりませんし、市民や町民の方に、合併の是非の判断材料として不適切ではないかと、このように思うのでございます。

また、第3回協議会で事務局長さんの御説明の中でありました、住民にとってメリットがなければなりませんので、できる限り手間と金をかけない方式ということであれば短い期間になるうかと思えます、というような御発言がございましたけれども、手間と金をかけない協議会の運営で、果たして住民の皆さんによかったと言えるような市町合併となるのかどうか疑問に思うのでございます。先ほど来申し上げておりますように、最も重要な新市建設計画を初め、さまざまな協議を重ねながら、住民の皆さんの御意見もいただき、それらのことを協議してでき上がった協議事項を、市民と町民の皆さんに説明いたしまして、合併の是非の判断材料を提供することに、手間と金をかけないということでありましたならば、私は住民の方々にメリットがあるとは思わないのでございます。

結論を申し上げますと、第4回会議資料の8ページの新設合併の最後に記述されております「合併市町村の全域に係る建設計画」とありますのを、住民の皆様にも早く提示できるように協議を進めていくべきではないかと考えております。再度、新設方式を御提案申し上げます、終わります。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

菰淵委員 初瀬委員さんから今発言ありまして、方式についてまで言及されましたけれども、まず私も選挙を越えて、こうしてバッチつけさせていただいて、やっぱり本人に魅力がないのか、投票率がなかなか70%へ到達しない。情けない次第なんで、高松市議会もいかに投票率を上げるかというようなことで四苦八苦しておりますけれども、やはり選挙結果は投票してくれた人で判断すべきであって、参加しない人をどうこう言うことは、僕は不適切でないかなあと思えます。

それから、建設計画の合併方式で、今、建設計画のことを言及されましたけれども、新

設合併は、いわゆる高松市と香川町、その全領域で建設計画を組んでいく、編入合併については、幾らの、何億円の予算になるかわかりませんが、香川町で建設計画を前向きに組んでいく、これ新設合併になって、高松市もその建設計画の中へ入るとなりゃあ、香川町の予算配分というたらほんま数%になりますよ。僕らから見ても、そもそも新設合併よりは編入合併の方が、香川町がそれだけ将来に向けたまちづくり、建設計画ができるように思います。

以上です。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町民の皆さんの半数が、とおっしゃいましたから、投票した方の半数と、こういうふうに承りましたら私もあえて申し上げませんでございましたけれども、その点、ひとつ御理解いただきたい。

それと、編入合併になれば予算配分が数%になりますよというようなことでしたら…
…。

〔「新設」と呼ぶ者あり〕

初瀬委員 ああ、失礼しました。新設合併でしたら予算配分が数%になりますよという御発言でございましたけれども、そここのところの根拠、そういうことにならないためにも、新市の建設計画をお互いに協議を重ねて進めてまいりたい。そしてまた、市民や住民の皆さんの御意見も承りながら、新しい新市をどういうふうに建設していくかの討議を重ねていきたいと。数%の予算配分というようなことを、数%の予算配分になりますよということを早々おっしゃるんでしたら、これ討議にならん、香川町としたら、もうほんまに何かばかにされとるような感じで、どういう根拠で数%なんか、そこらもよく承って、町としてはまた考えるべきではないかと、このように思うんですが、いかがでございましょうか。

議長（増田会長） 菰淵委員さん。

菰淵委員 これからこういう協議で、そういうふうな方式が決まった場合の予算配分についてはしていくと思います。これ方式が決まっておりませんから。一つだけはっきり申し上げて、人口比で96対4なんですわ。町はそういうことなんですよ、人口。

議長（増田会長） ほかの御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

梶村委員 梶村でございますが、私は、今、初瀬さんから新設合併でやっぱりいきたい

というお話がありましたし、従来、今までずっとこの協議会でいろいろと御意見をいただいた、それぞれの御意見の背景にあるようなことから考えてみても、香川町の皆さんが、協議会に出席されてる委員の皆さんの御意見が、新設合併を主張されてるということは承知いたしておりますし、この協議の協定項目第1号として並列意見、幹事会で意見の一致を見ないでここに上がってきて、この場で編入方式か、新設方式か、ということで議論しなきゃならないというところが非常に悩ましい問題で、私は非常に残念に思っています。

しかし、私は、今たまたま、建設計画との関係で菟淵委員さんの方からも人口比の話が出ましたが、私はやっぱり合併協議の効率化ということが、今、効率化と言ったらちょっと語弊がありますけれども、協議会を非常にやっぱりスムーズに、円満に進めていくためにも、編入合併の方が、協議が円滑にいくのではないかとこのように思っています。その根拠はもう御案内のとおりでありまして、財政規模にしても、人口比にいたしましても、それから市域の差におきましても、人事の交流とか人の交流の規模におきましても、その流れと申しますか、その数の差は歴然といたしておりますし、そういった状況の中の合併方式について、先進地と申しますか、先例の市の状況からいきましても、ほぼ編入合併という形に合併方式がとられているということは、もう御案内のとおりなんです。

前回の協議会のときに事務局にも私質問いたしましたのですが、新設合併と編入合併の場合の事務の作業量というものがどのくらい変わるのか、例えば一つの施策事業の協議を協定項目ごとに調整をしていくんでありますから、その一つ一つを全くゼロからスタートして協議をしていくのと、一つの規模、高松の条例なら条例、高松の施策事項なら施策事項を基準にして、これと香川町との行政サービス、施策事項との差をどうやって縮めていくかというものを協議するとすれば、随分と時間と労力が新設の場合にかかっているわけです。そういうものをずうっと積み重ねた結果が、事業計画と申しますか、その事業計画をつくり上げていくということに私はなっていくと考えております。

したがって、確かに先ほど町長さんからも言われましたが、国の方針に基づいて、合併協議が各地で行われてるという事実はもうありますけれども、私は、その国のひとつ枠組み、スキームという、一つの17年3月ということ意識して、やはり協議会は推進すべきだと思っておりますから、そういう意味から考えてみても、そういった合併の協議の効率化あるいは円滑化ということを考えてみても、17年という今のペースでいけば、17年3月、あるいは、18年3月、というようなところまで期間を絞り込んでいくというこ

とができるかどうか非常に不安でありまして、そういう意味から考えてみても、どう考えてみても編入合併で、その上で協議を進めていって、どうしても協議が整わない部分、整う部分と区分けをすることで、住民の皆さんの御意見をちょうだいするという方法だってあるわけでありまして、先に建設計画を書いて、それで住民に問うというようなことはならないわけでありまして、私は、合併協議の方法としては、編入合併の協議を整えていくということで、粛々と協議を進めていくことの方が、より円滑、より円満に行くのではないかと、私たちが考えてます。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

大塚委員 香川町議会、大塚です。先ほど来議論になってるところですけども、この協議の項目が今度の合併の是非を判断する上で重要な項目の、これは一つにはなってると思うんです。それで、今言われた円満に時間と労力の節約を図りながらという点は、私はその点は同感なんですけれども、ただ合併の方式というのは、一つは、例えば香川町の学校施設の場合、現在、毎年のように大規模改修を計画にずうっと進めています。その中には、例えば耐震構造も取り入れて改修を進めてるんです。既に一定の比率でこれが進んできてます。それに引きかえて高松市の公立学校、これを全体として進めていく準備が整うかどうか、そしてそれをしようとするれば、香川町が、今それが一定、危険なところが対応されてるとすれば、危険なところから先進めていこうということになるのが本来の筋だと思うんです、同じような形で合併すれば、そういうときに、これが全体の構想ができないのに香川町だけは合併の協定項目に行っとるから進めていきましょうということは、これはあり得んだろうと思うんです。そういうことからいうと、やはり総合的に建設計画を一定枠を立てなければ、これは話が前へ進みにくいんじゃないかと思うんです。

そういう観点からも、合併の方式ということでいえば、そういう建設計画を総合的にやっていく上では新設合併でなければ、これはいけないんじゃないか。その作業が大変だと言われるかも知れませんが、それは今の高松の計画をベースにして、その上へどう対応するかということであっても差し支えはないかと思います。そういうふうにして、早くそういった計画が示せるような手だては、私はとられなければ、最低限この方式については新設でないで困るんじゃないかと。

それともう一つは、香川町の住民投票の際には、新設合併なんだと、合併する場合には新設合併なんだと、そして合併協議会は、合併をするかせんかということではなくて、合

併の是非について考える場をつくるんだと、住民の前にそういった資料を整えて提示するのが合併協議会なんだということが、住民投票の前にずっと言われてきてるわけです。そういうことから判断しても、これはやはり、新設合併でなければ住民投票との整合性からも成り立たないということになります。

また、香川町の議会の中でも特別委員会がつくられて、委員会の中でいろいろ論議を重ねてきました。その中で、例えば香川町の議会、特別委員会の中で審議されたわけですけども、全議員が参加する特別委員会です。この中で、1人の人は編入合併で何ちゃあ構わんがという意見がありました。そして、5人の方からは合併の条件が正確に比較できるように早く資料を整えと、その上で判断せんかというのが5人の方、さらに資料いかになくて、資料も当然整備されなければならないけれども、合併の方式としては今までの経過からも編入合併ではいかんぞと、新設合併ということにならないと困るがというのが11名、そういう議会の今の状況です。さらに、このことから多少外れるかもわからんですけども、私自身の個人的な気持ちとしても、例えば新設合併であれば町の名前も、新しい市の名前も、それから庁舎の位置もそこから始まらないかんがという意見もあります。

しかし、私はそういったところにこだわるつもりはありません。これはもう、例えば逆に、変えるのであれば四国市というスケールの大きい名前になっても構わないし、逆に、実勢の状況から香川市になっても、それは別段名前にはとらわれません。しかし、建設計画だけは、やはり全域的な見直しの中で香川町がどういうところに位置づけられるのか、その中で香川町の今後の発展も望めるんかどうか、ここが一番肝心なかぎ、これからの是非を判断、私どもとしてはする上で肝心なかぎになってくるんでないかと。だから、この合併の方式についてはぜひとも新設ということで検討がされることを望むわけです。

以上です。

議長（増田会長） ありがとうございます。

どうぞ。

梶村委員 梶村ですが、お伺いすると、私はちょっと不勉強で誤解してるのかもわかりませんが、新設合併と編入合併の相違ということは資料の8ページにもありますが、今、大塚委員さんのお話も聞きながら思ったんですが、その違いは、例えば今お話に出ました名称、それから役場の位置、町役場の位置、市役所の位置ですか、そういったものにはこだわらない、もちろんそのとおりなんです。最優先で事業計画をとということなんです。しかし、合併協議には、合併協定項目というのは25項目でしたか、項目がございま

して、先ほど例に出ました小学校の耐震設計というものが、高松がやれるかどうか、高松の方の未実施のところばかり予算が取られて、香川町に耐震設計、耐震工事ができるかどうか何ていう話は、それこそ事業計画の中に書いていけば、またそれをつくっていけばいい話なんでありまして、ただし一方で、例えばひょうげまつりというのが香川町にありますが、ひょうげまつりを、ほんなら合併したときにどうするんやということもしっかり協議をして、これは残そうだ、残そうでないかということが決まらないと、その事業計画の中には書いていけないわけです。

そら観光とか、現在のやってる事業をどう協議をして整えていくか、その協議をしていくときにどういう協議の仕方をしていくかというのが、今、現在議論になっている新設合併か、編入合併か、ということなんでありまして、例えば、高松には土地改良事業というのがありますし、香川町にも土地改良事業があって、さまざまな農道であったり、水路の改修であったり、高松の水路改修だったら85%のほぼ、地元負担金は15%、あるいは5%の補助金で地元負担金で済むけども、香川町だったら相当の差が、負担金がありますわね。そういうものを、じゃあ香川町の負担金は一挙に高松並みにするのか、それを3年ぐらいかけて高松並みにしていくのか、どういうようにしていくのかということを経済を進めていかないと、事業計画を立てることが困難なわけです。

ですから、そのこのところの協定項目に従って協議を重ねていって、その上で事業計画をつくるというように私は理解しておるんです。ですから、大塚委員さんがおっしゃったように、先に事業計画をつくって、後で協定項目を調整していくということにはなりはしないのではないのかと、こう考えとんです。ですから、まず協定項目に従って、それぞれ協定項目、今言った、例えばひょうげまつりをどうするんか、土地改良事業をどうするんか、あるいは料金の違いを、税金の違いをどうするんか、300円と350円の手数料の違いをどのように調整していくのかという合併協定の項目に従って、それをずうっと調整していく、積み重ねていって、その上で事業計画をつくるというふうには私は理解しとんです。ですから、そういうことの運びになるのではないかと。だとすれば、今のところ協定項目を協議していく手法としては、先進地の例のように編入方式で協議をしていってあって、どうしてもこれではいかんがということになるんなら、その上で、そのときに議論すればいいんであって、というふうには私は考えてますから、ひとつそのこのところは、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思うんです。

以上です。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

松浦委員 香川町の松浦です。私も新設合併の方を望みます。というのは、やっぱりみんな新しい町を、市をつくるんだという基本姿勢が住民に至るまで浸透しなければ、新しい、立派な町はできないと思います。やはり大きくても、小さくても、それぞれの歴史や文化があるわけで、お互いの主張もあると思います。だから、新しい町をどうするかということから、その基本姿勢を共通理解としなければ、この協議会というのは前向いて進まんと思います。

それと、財政規模が大きいからということで、合併してやるんだがというような姿勢が高松市側に見えた場合、これは、この合併方式についてはもう一番大事な要素でなかろうかと思います。全国の事例を見ましても、ここでつまずいて協議会が分裂してるところもあります。そういうことを踏まえて、やはりお互いに理解し合うには、どういうまちづくりをするかということを決めるには、やはり新設合併ということで全区域をもって決めていくのが一番筋じゃないかと思います。先ほど大塚委員の方からも言われましたように、議会の雰囲気は圧倒的多数で新設合併を望んでおりますし、この合併協議会をつくるべき運動をした人たちも、対等合併です、というピラをたくさん出しておられるんです。そちらの方が勝ったわけですから、そちらの方の筋というのも通さなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

菟淵委員 前回のこの会合のときに、松浦議長さん、大塚委員さん、基本原則5つのときに整合性を絶対入れてくれというようなことで御意見ありまして、5つの協定項目見たら、そういう整合性も含んだらでないかということで原案どおりいきましたけれども、高松の場合は、一つは、1市10町がまとまってという場合はやはり考えられるかもわかりませんが、御存じのとおり、塩江町も編入合併です。香川町もそういうことでいきますかというお話、これからまたそれぞれ合併協議会ができてくる各町ともそういうことで望みます。ですから、お二人の委員さんが言われたとおり、高松は整合性を持たして編入合併でいきますかと、こう申し上げとんですよ。

議長（増田会長） ほかの方も御意見を伺いたいと思いますが。

はい、どうぞ。

三笠委員 高松の三笠です。方向違いのそこから話を切り出させていただきます。

私は、この香川町から非常に近い、大野の北側なんですが、香川町というのは本当に恵

まれとるなあと感じがするんです。もう我々と北の端へ行くのにそない時間は変わらないし、南の端へ行くのにもそんなに時間は変わらない。本当に香川町は立地的に非常に恵まれた地であるということは、もう我々近くに住んで、それは十分認めておりますし、本当に高松の行政圏域、いわゆる生活圏域にあるというのは、これはもう我々もそうですし、皆さんもそういうふうに認識を深めておるだろうと思う。もう塩江の温泉へ行くにも非常に近いし、高松へ買い物に行くも非常に近い。いろいろな文化施設の関係も皆さん大いに利用していただいております。これはもう周知の事実でございます。

そういう中で、やはりそれはそれなんですけれども、そういう中で、これから町の行政、また高松市の行政、そういうことをいろいろ全般的に見てみた場合に、今までの行政で、果たしていけるんだろうかという疑問、これだけ町民のニーズ、市民のニーズが非常に多様化されたそういう中で、やはりそれぞれの要望を聞いていかなきゃならない。しかしながら、しかし地元にもそれなりのコミュニケーションをとりながら地元の負担もしてもらわなきゃならない、そういうようなやはり行政と住民との協力関係というのが、これから特に求められておる時代であるということは、こらもう皆さんも御存じのとおりだろうと思う。そういう中において、先ほども財政事情の細かいことについて説明が事務局の方からありましたけれども、そういう中を一々、大体これ見たらこれはある程度はわかるんですから、わかるんですから、それはそれとしてのみ込んでいただいて、これからの問題ということ、やはり論議していく必要があるかと思うんです。

そういう中で、これは先ほど三位一体の改革の話も出ましたが、三位一体の改革の中で、これから市や町、今まで既存の行政体制の中で、これから県の方や、国の方や、そういうところへ、その中の台所の事情までやはり組み入れて、我々は強く要望していかないかん、そういうような、これは時代に入っておるわけです。これはもう税源移譲の中が、これはもう目に見えとるわけですね。そういうことをお互いに話し合いながらひとつ協力関係を築いていかなきゃならない。やはり財政上、自治体というのはやはり大きくして、それで県なり、国なりに対応していかないかんというようなことは、これからのもう時代の要請であろうかと思うんです。そういうことを考えていっていただきたい。

ということは、やはり一緒になって合併して、これはちょっと変わりますけども、当初、合併協議会の設置について、合併についての住民投票のときから見たら、今、お話にありましたように、新設というお話が皆さん大部分で、ああ、これは合併ということに非常にもう意識されとるなあとということもうわかります。当時は、反対でいろいろいかれ

たと私は仄聞しておりますから、合併、こらもう合併もしなきゃ、しかし、合併の中身が、やはり新設であるという皆さん方の御意見でありますけれども、しかしながら、今も私どもの同僚議員の中から話がありましたように、やはりいろんなトータル的に考えて、それとやはり建設計画にしても、何にしても、やっぱり財源がこれはもう絶対伴うということは、これはもう自明の理ですから、そういうことも兼ね合わせた編入合併の方策がやはり一番ベターでなかろうかと、そうなれば私ども、菰淵委員が言ったように、それだけ香川町に対しても最大の効果が発揮できるような、そういうようなことを将来的に考えられるんでなかろうかということは、これはもう当然なことでありまして、そういうことでひとつ、編入でよろしくお願ひしたいというのが私の気持ちでございます。

以上です。

議長（増田会長） はい、ほかにどうぞ。はい。

大塚委員 確かにこれからの課題をどうするかということ、問題はそこにあるわけですが、そしたらこのまま合併せんとそのまま残った場合にどうなるんかということも考えというお言葉もありましたが、やっぱり合併をすれば、さっき言ったように具体的なことを出すと、そんなことないがということで語弊もあるかと思うんで、例えばの話として、一つの部分では、確かに香川町の方が進んだらわと思ってくれる部分もどこかには、皆さん見つめ直していただいたらあると思うんです。

そういったことが、例えば、しかしそれであっても香川町ではまだ計画途上にあって、これからまだそれを充実させていきよるんだという場合に、そしたら、今、現在高松市で、ほかで進んでる部分はこの比較の中にもたくさんあるようにありますよ。けど、その進んだ部分、香川町の進んだ部分を、さらに充実させていかないかんという場合に、これを織り込んでもらえる条件の保証というのは、やはり高松市全体にそういったことが、計画が持ち込まれなかったら、香川町だけはちょっとこういう特別扱いにするんやというんでは、これは合併して、後々円滑に将来発展していけることにはつながらないと思うんです。

そういう観点から言うて、やっぱり全体の計画の中で、それはこの分については全体の計画の中でこれだけ財源がかかるけども、全体として取り組もうとか、あるいはこれはもうちょっともっと大きな目で見ると、この部分はもう香川町は辛抱せえやとか、そういう場合が出てくると思うんです。いずれにしても、全体を見ないと、それは香川町だけをこれからどうするかということでは、幾らここで協定が結べて約束していただいたとしても、

私どもの不安としては、例えば具体的にもっと生臭く言うと、市議員選挙で香川町から何人出れるかというたら、人口割でいうたら2人くらいしかないわけです。その2人の議員が出て、あとそしたら高松市のほかの皆さん方の地盤と同じような扱いができるかどうか、それから、今言った特異な部分はどうするかという、こういうことはやっぱり全体の中で見直していただかないと、部分だけ、そしたらもう香川町のはほんなら無理言うたけど、お前のう、もうしょうがないわ、聞いてやるということになったんでは、私はこれは長続きできないと思うんです。

そういう観点から、全体の計画をもう一度見直す必要があるんでないか、そのためには新設でないとそこんところが行き届くことができないんでないかと。先ほど言われとった、梶村さんが言われとった、そういう協定を積み上げていったら合意できるんと違うかということですけども、そこに私どもは大きな不安を正直言って持ってるんです。ですから、やっぱり合併の方式そのものとしては新設ということで、全体計画の中でこういうことを織り込みましようとか、いやここんところはいかんぞとかという、そういう話し合いにこれからどんどん深めていかんと成就できないんじゃないかと、こう考えておるわけです。

議長（増田会長）　じゃ、ちょっと森谷委員さんの方から。

森谷委員　高松の森谷でございます。私も、実は香川町に大変お世話になっておまして、住んでたもんですから大変身近に感じますし、もう仲良く、本当に頑張っていきたいなあとと思う気持ちでございますし、先ほど来、皆さんやっぱり編入合併に対する不安というのをたくさんお持ちですけども、ちょっと先に、塩江町との今合併が進んでおりますが、この協議なんかをずっと私も参加させていただいておりますけど、そういう中でずっと事例を見ますと、大変先ほど来の不安というのは、もう余りないんじゃないかなと私は思います。

本当に編入といっても、お互いのいいところをやっぱり置いときながら、そしてよりいい方を探っていくということですので、全部新設にしてゼロからカウントで立ち上げていくというよりは、今まである部分のいいところはもう尊重し、先ほど来おっしゃってたように、香川町さんにしかない部分もありますし、そういう部分は残しながら、その上にまた積み上げていくということは、編入合併だったってでき得ることだと私は思います。

ですので、本当に高松市が、たまたま言うたら悪いんですけど、中核市という、政令指定都市に次ぐ中核市という立場も持っておりますし、四国の中枢管理都市だとかいろいろ

言われております。先ほど来の、人口だとか財政の問題、いわゆる都市機能の問題とか、それから流入人口の問題、いろいろ考えたときには編入合併の方が妥当ではないかなと私は思います。この意見と、それでなおさらお互いに公平、また平等、そしてお互いの立場を尊重しながら編入合併だったってやっていけるということを、とても私は感じておりますので、意見として言わせていただきます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

梶村委員 段々の意見ですが、私もあえてもう一度言わせていただきたいのは、私は合併の推進について、国から言われるからとか、高松が大きいから編入合併だとか、そういうこととは全く違いまして、私は、もう以前にも言ったかもわかりませんが、私は、現在の国の形を変えよう、国、県、市という3段階を、国と市という形に変えていこうという、国の形を変えるという大きな流れがあるということを受けとめて、それをそうしないと行政のサービスも、いいサービスも、これから先に提供することができなくなってくるおそれがある。700兆円に余る借金をどうやって国が返済していくかということを見ると、市町村合併以外にないと思ってますから、そういうことで私は、合併推進という理由との関係では、ぜひちょっと横に置いてほしいんですが、そういう考え方もあるということで、ひとつ御理解いただきたいと思うんであります。

それからもう一つは、そういう意味で分権の受け皿をこれから先、していくために、確かに町の能力、市の行政の能力を高めていく、そうでないと、県の優秀な職員をどんどんどんどん市が受けて、そして良好なサービスをしていく。一方で、コミュニティ、小さな町が持っているよさというものを十分住民との対話、あるいは意見交流、コミュニティを構築していくという二本立てで考えていけば、私は大きな町、いわゆる合併してもしっかりした行政は展開できると考えております。

ただ、事務局にもちょっとお伺いしたいんであります。先ほど来話があります、松浦議長さんからもお話がありましたが、新しい町をつくるという意味で事業計画を先にということなんです。私は、先ほどから言ってますように、協定項目を積み重ねる、協定項目をどういうふうにして調整をしていくかということを作業した上で、事業計画をつくるべきだと思ってます。しかし、香川町の皆さんは、どうも先に事業計画をつくるのが先決ではないかと、そのためには新設合併をした形の事業計画をつくって、それで住民に示そう、こういうことを主張されているように思うんでありまして、したがって、そういう協定項目を調整せずに事業計画というのがつかれるのかどうなのか、そういうことについ

て、ぜひひとつ事務局の立場からお答えをまず、後でいただきたいというふうに思うんであります。それが一つ。

それから、二つ目は、香川町のパンフレットとか、あるいは住民へのPRするものに、吸収合併という言葉をよく使われているんです。私は、編入と吸収とはもう全く意味が違うように思うんであります。吸収といたら大きいもののみ込んでしまうというように、先ほどからちょっと話が例として出ますが、そういうような意味のことは私は全くないんであります。さっき言いました分権の受け皿という意味はありますが、吸収ということで、私はちょっと住民の皆さんに、香川町の皆さんも、町議会の皆さんも、少し誤解を与えているのではないかという危惧を、私は正直言いまして持っております。

したがって、ぜひ、その上で御検討いただきたいんですが、この8ページの新設合併と編入合併の比較の中で、編入合併を協定項目をずうっと調整しながらやっていっても、どちらかの方法でやっても同じ結論が出るということには間違いないと思うんですが、全く違うのは農業委員とか、議会とか、町長さんとか、特別職さんの失職するかしらないかのところが大きな、それは全体的に違うことなんです。したがって、私は、その他の項目については編入合併をしようとする新設合併の協議の仕方をしていこうと、まとめていくところは同じこと最後は行くんです。したがって、その違いがあるということだけで、私は本当に編入合併じゃなくて、新設合併を主張されるてるのかどうなのか。なぜ新設合併をまちづくりとは別の理由があるのかどうなのか、そのところはぜひひとつ、香川町の皆さんの御意見を聞かせていただきたいものだと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 事務局に対する質問事項でございますが、事業計画というか、建設計画と合併協定項目とのかかわりについて事務局の方から説明をさせていただきますが、合併協定項目の中に、24番に事務事業等の調整があります。各種事務事業が。そういうものを含めて、合併協定項目でこういうふうに違いがあるのをどうするのかということ協議をしていきます。その協議した結果、それは当然住民サービスにかかわってきます事業という位置づけになりますので、その事業というものは、当然建設計画の中に位置づけられてくる。こういうサービスをこのようにしますよという考え方がまとめれば、それは建設計画の中に当然位置づけられてくるというものでございまして、そういうかかわり方が当然あります。建設計画と合併協定項目が、どちらが先かということでございます。これはあく

までも並行して作業を進める必要があるということでございます。

それから、それに関連して申し上げますと、建設計画なり、合併協定項目の詳細、特に住民サービス、あるいは行政制度等の調整につきましては、合併の方式が決まらなると基本スタンスというものが変わってきますので、なかなかそちらの方の協議に入れないということになりますので、合併の方式が、その前提として、どちらになるかということが決まらなければならないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） もう一点について、梶村委員さんがおっしゃったことについて、香川町の方からどなたか御意見ございますか。もう基本的には変わらんだろうが、変わるところは何力所かだけだろうということのようですが……。

はい、どうぞ。

松浦委員 住民の中には、高松市の財政、規模は大きいけども、財政事情となったらうちの方の1人当たりの分にしたらいいんでないかと、人口的なことでのみ込まれることに対して非常な不安を持っての方が随分おられます。そういうことから、新しいまちづくりをするという意味で新設合併と、対等にやろうでないかということから新設合併を望むものです。

議長（増田会長） それじゃ、どうぞ、大浦委員さんですか。

大浦委員 高松市議会の大浦でございます。先ほどから、香川町の議員さんの皆様の合併方式について御意見、新設合併という声が大変多うございますけれども、私、先ほどから聞かせていただく中で、住民発議の代表で、先ほども合併協議に賛成してるのが3分の1、反対が3分の1、中立が3分の1という御意見を聞かせていただく中で、住民発議の代表者、そういう関係の御意見が一言も出てこない、その辺のところを議長さんはいかがお考えになってるんでしょうか、お考えをちょっと教えていただければと思います。

議長（増田会長） 代表者が入っておらん……。

松浦委員 委員の構成については……。

大浦委員 委員の皆さんのお声が、何か新設合併ばかりの委員の皆さんのお声、その中で、先ほど合併の賛成が、合併協設置ね、これが3分の1、中立が3分の1、反対が3分の1とお聞かせいただきました。その中でどういうふうに、何か住民発議の代表者の御意見が余りちょっと、そういうような声が聞こえてこないの、その点、議長さんあたりどういうふうにお考えになってるのか、お考えをお示しいただきたい。

松浦委員 松浦です。議員の構成については、議会で決める筋のことは議会で決めまし

た。それで、委員について、それから学識経験者については、いろんな団体からということで、町当局に人選をしていただき、議会で承認したということです。

大浦委員 すいません。町長さんはどのようにお考えになってらっしゃるでしょうか。

吉本副会長 それは、きょう申し上げたのは、議会を代表しての議長、副議長は、もうきちっと名指しで載っておると。あとの4名につきましては、議員の中から議論して、それで代表者を決めたということでございます。また、その他の委員3名でございますけども、これはそれぞれ関係する、大きく分けて教育関係から1人出てもらおうと、また福祉・保健から1人出てもらおう、産業関係から1人出てもらおう、それに関係するとこの各課で議論して、全部で18名出てきたわけですね、この中で3名を選ぼうやないかというて選んだわけでございます。

何かそうすると、賛成な、もうこれ初めての会するとき、香川町は反対の者ばかり出てきとるが、というようなことの何か経済同友会の中の副会長さんが言われておりましたけども、そう言うんであったら高松市もな、香川町と合併するんは反対じゃがと、我々は賛成じゃがと、そこら辺のところで割り出して出てきとんかどうかということを私は聞いたかったんですけども、初めからそんなきついことは言えなかった。うちのこと聞くんだったら、高松市は賛成の委員さんはこれだけ出とるぞと、反対はこれだけ出とるぞと、まずその腹のうちを出してからうちの方へ聞いてください。そういうことでございます。

議長（増田会長） ほかに御意見を伺いたいと思いますが。

どうぞ。ちょっとこちらの方が御発言初めてです。どうぞ。

はい、どうぞ。

溝渕委員 香川町の溝渕でございます。先ほどから高松の委員さんのお話を聞いておりましたら、やはり編入合併ぞという前に、やはり人口が高松は多いんぞと、それから財政力も強いんぞというような、何というんですか、長いものには巻かれよ主義な言葉がたびたび出てきております。そういうような発言は控えていただきたいと私は思っております。やはり基礎的な自治体は平等でございますので、両者とも同じ立場でお話を願いたいと思うとります。

それで、私の方、香川町といたしましては、先ほどからいろいろ話に出ておりましたけれども、賛成、反対が、これも伯仲しております。それで、やはり住民の方に納得をしていただける話し合い、これを今後続けていきたいと私は思うております。それで、私といたしましては、編入合併ということになれば、高松市はそのまま、香川町が全然何もかも

なくなるという感じがどうしても町の住民はするわけでございます。そういうことで、我々といたしましては、やはり全般的に考えた場合に新設合併というのも出さざるを得ないという立場でございます。そういうことで、今後話し合いの上で、それが解決していきける方法を皆さん方も考えていただけたらと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

はい、どうぞ。

廣瀬委員 高松市の廣瀬です。いろいろ御心配をされておるようですが、こういう心配な点について、今後どういふようにすればその心配な点が解消されるかということ、その方策をこの合併協議会で議論をして取りまとめていくものであると、このように考えておるわけです。仮に編入合併に決めたとしましても、何も高松市の一方的な考え方で決めてしまうということではなく、ほとんどの問題についてお互いに協議し、合意の上で決めていくことになるわけでありませう。

いずれにしても、香川町の地域は新しい市の一部として市全体の中で位置づけをされるわけですから、合併の方式にかかわらず、同じような考え方で対処するということになるんでないかと思ひます。そういうことからいへば、編入合併の方が香川町地域のことを重点的に今後議論していくということになりますし、香川町地域のまちづくりについて計画の中にどう位置づけるかということになるので、香川町にとつても非常に有利といひますか、得策な考え方でないかと、このように思ひております。

ただ、先ほど、私どもの梶村委員さんから特別職の問題であるとか、議会の問題、農業委員の問題があるから新設かどうかという点については、何か見解がなかつたように思ひますが、ほとんどの問題は協議を進めていく中で、お互いに協議して決めていくということですから心配されるようなことはないんでないかと思ひますけど。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

はい、どうぞ。

初瀬委員 初瀬でございます。私、先ほど新設合併を主張させていただきましたのは、編入合併の場合は、香川町のみ、いわゆる建設計画でもって進んでいくと。私が申し上げたいのは、高松市においても、私、第2回の協議会の際に御発言させていただいた中で、高松市におかれましては、非常に高松市中心街の、いわゆる市街化の発展施策、それとかサンポート高松やその他琴電の市内の高架事業等予算が多額に要つとると。高松城天

守閣の再建、南部ごみ処理場の新設、椋川ダム建設に関する分担金の問題等々で新聞等を見ましても、四国新聞に、あれは10月何日か付けで非常に高松市の財政が緊迫しとるといようなことも書かれておりまして、建設計画の中で高松市さんもこれからどういうふうな、いわゆる施策を持っておられるのか、財政計画においてはどういうふうにされるのか、例えば、合併をしますと香川町の税収も、いわゆる補助金その他一切、高松市の方の税収になるわけでございます。特例債の方も全部高松市の財源として入ってくるわけでございますから、そこらをどのようにお使いいただくものかどうか、そこらも知りたくて、それでいわば建設計画は高松市と香川町と一緒に、いわゆる入って行って検討していただきたいと、このようなことで新設合併を主張させていただくとんでもございますけれども、今、高松市の委員さんの方の御発言で、編入合併でもその他香川町の主張のことについては十分受け入れられるがというようにおっしゃるならば、それじゃあ新設合併でも、私の方から言わせていただければいいんでないかなあというように思うわけでございまして、お互いにそれぞれやっぱり自分の町、市がかわいいですから主張はありますけれども、香川町としても先ほど議長の方からも申し上げましたけれども、住民発議の賛成の人も……、議長、もう少しあの写真を大きくして解説したらええと思うんやけども、ちょっとその写真、ちょっと貸して。

これは後で見ていただいたら結構かと思うんでございますけれども、香川町の高松市と合併を考える会の方が各所に張り出したポスターでございましてけれども、ここに編入合併、対等と合併というふうに書かれておるわけです。合併協議会に基づく合併は、対等と云々というふうに対等合併を主張しとると。町民のほとんどは対等を主張されとるわけで、私方も、議会も、そのように向いとりますし、それを主張させていただくとるわけで、そのことを高松の委員さんの方々も十分御理解いただいて、私は、もう折れるところは折れんといけませんですけども、御理解をいただきたいと、このように思うわけでございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

もう時間も相当経過しておりますので、手短にお願いしたいと思います。

三笠委員 手短に。初瀬さん、ちょっと議員さんで長いことやられておいでるだろうと思うんですが、この税収というのは、そらもうそんなに、例えば大野の税収を大野だけとか、川東の税収を川東だけとか、そういうわけにはいかんでしょう。やっぱり全体で香川町自体の計画に基づいて、マスタープランに基づいて配分する、いろいろ町民のニーズに

基づいて配分するというのが、これは行政の務めですから、それは当然そういうふうにしなきゃならん。そういう中で、その合併というのは、確かに合併したら我々も昭和31年に旧香川郡一宮村から高松市になった、それでなっているいろいろその過程では、3年ないし5年には、いろいろあります。しかしながら、それはその地域の方々との相談をしながら、できるだけそれをクリアしていくというのが、これはもう合併の大前提ですから、そういう流れの中でやっていくという。これは確かに急に言うて急にというわけには、こらいかんでしょ。いかんけれども、その過程には、地元の議員さんなり、審議会の委員さんなりとお互いに話し合いながら進めていくのが、これは行政ですから、それはそういうふうにご理解いただいとしたいと思います。だから、そういう中で、やはりそれはそんなに、先ほど議長、松浦議長も言われよりましたけど、のみ込むとか、そういうようなことというのは、これはまずあり得ん話です。さっきも同僚議員が言いよったように、そういう積み上げて項目を積み上げていくという、一つ一つ積み重ねていくという過程において、それでお互いに理解し合いながらいくというのが、これは大前提ですから、そういう中でやはり編入の方が流れもいいし、全体的な視野、特に香川町のために私どもはなるといふ高松側の総意であるということ間違いありません。はい。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ、まだお話ししていただいても。

御厩委員 香川町の御厩と申します。編入合併の理由としましては、やっぱり、私、考えますに圧倒的な人口の差というんは、これが一番住民にわかりやすいし、我々も理解できるところでございます。そのために、先ほど私たちの委員が言いよったように不安があり、心配をすることでございます。私どもでき得るならば、やはり新設という形で新しい市を対等の立場でつくっていきたいと思うんですが、高松市さんのおっしゃること十分わかります。

そこで、もう一つ理解していただきたいんですが、香川町議会の中にも一部の議員の中には、高松市みたいな大きなところへ行くんでなくして、小っちゃなところでやったらいいんじゃないかという意見もございます。住民の中にもおられると思います。こういう場でこのことを出すのは不謹慎かと思いますが、またそういう方が実際おられますので、事実として伝えておった方がよろしいかと思ひまして言わせていただいているわけでございます。

私どもは、今のところは表面上は二者択一と、高松市と合併するか、単独でいくかとい

う形で表面上なっておりますが、その三者択一になる可能性がゼロとは思っておりません。まだ正式に話し合いもしておりませんので、可能性は低いかもわかりませんが、そういうこともあって、どうしても慎重にならざるを得ない、そういうことも御理解いただきたいと思います。今後、きょうこういう話し合いがちょっと平行線のようなのですが、きょうすぐもう解散して別れるという話でもないですし、そのあたりも十分含んでいただいて、これからの協議をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

もう今おっしゃられたようなことで、もうこの場はそろそろ閉めたいと思うんですが、そのほかの御意見がある方について……、じゃどうぞ。

大塚委員 すいません、重ねて香川町の大塚ですけども。先ほどちょっと助役さんの方から農業委員とか、それから議員、首長さん、こういったところのお答えがなかったがということでしたけれども、私どもは今の4月に選任されたところではありますけれども、今の議員の立場に固執するつもりは毛頭ありません。これが、いずれにいたしましても編入であっても、新設であっても、これはまず残るといふことはあり得んだろうと思います。むしろまだ逆に編入の場合は特例措置で、今の残任期間を一緒にやれるという条件も場合にあったらつくれるわけですけども、そういうところには全く期待はしておりません。しかし、これからの全体を、先ほど来も申し上げたように、これから全体の整合性を持った計画をつくっていかうとすれば、香川町だけを見たのではもうどうしたって不公平が生じます。これは、もうどうしてもやっぱり全体で見直す必要があるんでないかということで、最後に一言つけ加えさせていただきました。

以上です。

議長（増田会長） それじゃ、もうそろそろこのあたりでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい。それじゃ、きょう皆さんもお聞きのとおりでして、議論は平行線と申しますか、すれ違いと申しますか、ありますが、なお今後継続して協議ができればと思いますので、今後のあり方等について、また幹事会等で打ち合わせさせていただいて、次回につなぎたいと思います。

ところで、じゃその他は特に……。その他でちょっと事務局から。

会議次第4 その他

事務局次長（加藤） 会議資料に「その他」というのでございますが、先の国の動向を示しておりますが、時間の関係で省略をさせていただきます。また後ほどお読みいただけたらと思います。

それと、今後の会議予定でございますが、1月はお休みをさせていただいて、2月、今のところ中旬ごろを予定しておりますが、また日程が決まりましたら御連絡をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（増田会長） それでは、長時間にわたりまして御審議賜り、まことにありがとうございました。

この会議は、これもちまして第4回会議を閉会させていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。

午後 3時 28分 閉会

会議録署名委員

委員

大沖 澄子

委員

初瀬 崇治郎